

のだネット通信



中核地域生活支援センター のだネット（千葉県委託事業・野田健康福祉圏域）
TEL 04-7127-5366 / FAX 04-7127-5367
〒270-0235 野田市尾崎840-32 / E-mail noda-net.kusunoki@nifty.com
<http://homepage2.nifty.com/noda-net/>

相談支援事業について考える

障がい者自立支援法改正案(正式名称:「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」)が成立されました。

内容としては、利用者負担の見直し(応能負担を原則に)、障害者範囲の見直し(発達障害が対象となることを明確化)、相談支援の充実、障害児支援の強化、地域における自立した生活のために支援の充実などが盛り込まれています。

これまで様々な相談に対応してきた私たちとしても「相談支援の充実」は障がいのある方や高齢者の方々にとって相談支援は不可欠なものだと常々感じていました。法の改正の中では「中心となる総合的な相談支援センターを市町村に設置」とあります。野田市ではこれまでも「障がい者総合相談・就労支援センター」が機能しており、今後の役割にも大きな期待が寄せられます。中核地域生活支援センターとしてどのように連携できるのか、野田市内の相談支援体制をどうしていくのか考える年になるでしょう。

野田市自立支援協議会で専門部会が立ち上がる

これまで地域自立支援協議会にて連携及び相談支援体制に関する協議が行われてきました。その中で、専門部会の必要性について話し合いが持たれ、障がい種別ごとに設置されることになりました。知的部会、精神部会、身体部会ともに第1回目の会議が開かれました。本格的に議論が始まるのはこれからとなりますが、日頃現場で感じられている問題点などを活発に意見交換できる場になることを期待しています。

また、自立支援協議会については「障がい者自立支援法改正案」にも「設置の促進や運営の活性化のために法律上に根拠を設ける」とされていますのでより一層位置づけがはっきりしてくると思われれます。

平成22年度 連絡調整会議 開催

平成23年2月24日に野田健康福祉センター主催の中核地域生活支援センター野田圏域連絡調整会議が開催されました。松戸公共職業安定所野田出張所、野田特別支援学校、柏児童相談所、野田市役所、野田市保健センター、野田市消防署、野田市社会福祉協議会、障害者団体と各方面からご出席頂きました。

内容としましては、のだネットの事業報告及び事例報告、千葉県障害者グループホーム等支援ワーカーからの事業報告とのだネット所長相馬より相談支援体制のこれからについてを「相談支援体制モデル中間報告書」をもとに報告がありました。

意見交換では「送迎支援」の問題についてご意見を頂きました。マニュアル化を進め、リスクマネジメントも含めて誰にでも説明できるようにしていきたいと思えます。



「パーソナル・サポート・サービス」について

野田市がパーソナル・サポート・システムを内閣府のモデル事業として立ち上げが予定されていることは千葉県内でも注目の的になっています。

平成23年2月27日(日)、船橋市勤労市民センターで開催された「新たなセーフティネットと生活保護制度の今後の展開と方向について」の学習会に参加してきました。

講師・湯浅 誠氏(内閣府参与、NPO法人自立生活サポートセンター・もやい事務局次長)の主なお話は、「パーソナル・サポート・サービス」の対象者は現役稼働年齢層を頭において「属性や制度で限定されるものではなく、様々な要因から生活上の困難を抱えるもの一般。ただし、自分の抱える問題について当事者が十分に認識しており、必要な支援につながっているような場合においては、パーソナル・サポート・サービスを必要とケースは少ないと考えられ、典型的には、他領域にわたる要因が複雑にからんで、当事者が自分の抱える問題を正確に認識できず、自分の力のみでは必要な支援策にたどり着くことが困難な場合がパーソナル・サポート・サービスを必要とするケースと考えらる。」とのことでした。

今後、中核地域生活支援センターと連携するケースがある場合、より良い支援に繋がるよう協働してまいります。

北コミュニティ会館 インターネットカフェ
「四つ葉のクローバー」 営業時間変更のお知らせ

今までより1時間延長して水・木・金の
10:30～15:00まで営業しています。
お近くへお寄りの際は是非足をお運びください。



ちば 障がいのある人のための職業(委託)訓練
平成23年度 受講生募集

【職業(委託)訓練とは?】

千葉県が障がいのある人で求職活動中の方を対象に、民間教育訓練機関等に訓練を委託して、就労に役立てて頂くために実施する短期(1～3ヶ月)の公共職業訓練です。

入学金、授業料は無料です。(テキスト代、検定料等は実費負担)

対象者

障がいのある方で原則(1)～(4)をすべて満たす方。

- (1) 訓練開始日において65歳未満の方
- (2) 公共職業安定所に求職登録をされている方で斡旋を受けられる方
- (3) 訓練を受けることにより就労見込める方
- (4) 症状が安定しており、訓練受講に支障のない方

申込み方法

- (1) 提出書類

ア 障害者委託訓練受講申込書

イ 障害者手帳の写し、または公的機関による障害者であることの証明書等

ウ 医師の意見書(精神障害の方のみ)

- (2) 提出先(次のいずれかへ提出して下さい)

○住所を所轄する公共職業安定所(専門援助部門へ持参)

○千葉県立障害者高等技術専門校(郵送または持参)

※雇用保険受給中の方や雇用保険受給手続きをされている方、訓練・生活支援給付金の支給をご検討の方は、必ず公共職業安定所の専門援助部門担当者にご相談下さい。

訓練コース概要

<PC技能習得コース>

・主に初級から中級の方を対象にパソコンの活用能力やITに関する知識・技能の習得を目指すコースです。

選考及び留意事項

書類選考及び面接により受講者を決定します。

応募者が少ない場合は中止になります。(必ず第2希望をお書き下さい)

開講日程等、詳しくは最寄りの公共職業安定所又は千葉県立障害者高等技術専門校にお問い合わせください。

千葉県立障害者高等技術専門校 HP: <http://www4.ocn.ne.jp/~shogisen/>

〒266-0014 千葉市緑区大金沢町470番地

TEL 043-291-7744 / FAX 043-291-7745